

払戻金制度

当社の紹介により就職した者が、本人の責めに帰する事由により入社後 6 か月以内に雇用契約を終了した場合は、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還します。

払戻内容

払戻金制度に関する事項		
当社が紹介した者が、専ら本人の責めに帰すべき事由により退職に至った場合		
	紹介手数料	<u>30%に相当する額</u>
当社が紹介した者が、専ら求人者の事由により退職するに至った場合		
	紹介手数料	払戻いたしません。

許可番号 38-ユ-300114

事業所の名称と所在地 ジョブバンク株式会社 愛媛県大洲市東大洲 29 番地 2

